

議案第 8 1 号

海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年制度等に関する所要の改正を行うため

海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(海老名市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を加える。

第2章 定年制度

第3条中「年齢60年」を「年齢65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員」を「次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第

2 項の規定により延長された異動期間を含む。) を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職 (第 6 条に規定する職をいう。以下この条及び第 3 章において同じ。) を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

第 4 条第 1 項第 1 号中「その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき」を「当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第 2 号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第 3 号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同条第 2 項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限は、その職員」を「当該期限は、当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第 3 項中「引き続いて」を「引き続き」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同条第 4 項中「任命権者は」の次に「、第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第 2 項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「の事由が存しなくなつたと認めるときは、その職員」を「各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第 5 項中「手続き」を「手続」に改める。

本則に次の 3 章を加える。

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、海老名市一般職の職

員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）第14条の2第1項に規定する職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- （1） 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- （2） 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- （3） 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、

次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- （1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- （2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- （3） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項又は第2項の規定により職員の異動期間を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第 1 1 条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 1 2 条 任命権者は、年齢 6 0 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢 6 0 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 6 0 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第 1 3 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、本市が構成団体となっている地方公共団体の組合の年齢 6 0 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 1 4 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の 2 項を加える。

(定年に関する経過措置)

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 第2条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下の」の次に「期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項及び第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を削る。

第5条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第5条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第7条第2項第1号中「以下」を「第9条の2において」に改め、同条第3項及び第4項中「以下」の次に「この条及び次条において」を加える。

第8条第1項中「その者」を「当該職員」に改める。

第9条第1項第1号中「道路（以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を、「料金（以下」の次に「この項及び第3項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第3項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、「相当する額（以下」の次に「この号において」を、「得た額（以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、同項第2号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第11条中「。以下「祝日法による休日等」という」及び「。以下「年末年始の休日等」という」を「をいう」に改める。

第12条第2項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「この条」を「この項」に改め、同条第5項中「（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「場合は」を「場合には」に改める。

第16条の2第4号中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条の3第1項第1号中「その者」を「当該職員」に、「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、同項第2号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「一時差し止める処分（」の次に「以下この条において」を加え、「一時差止め処分」を「一時差止処分」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同項第1号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改める。

第17条中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の3の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条」を「第5条第2項から第10項まで、第7条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（60歳を超える職員についての適用除外）

第17条の4 第5条第5項から第7項までの規定は、60歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員には適用しない。

附則に次の8項を加える。

21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第23項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用さ

れる給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 海老名市一般職の職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第14号。以下この項及び次項において「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する管理監督職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

23 定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第25項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第21項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第21項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第23項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第21項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第23項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条第5項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第23項、第25項又は第26項の規定による給料の額との合計額」とする。

28 附則第21項から前項までに定めるもののほか、附則第21項の規定による給料月額、附則第23項の規定による給料その他附則第21項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1行政職一給料表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	215,200	236,800	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

別表第1行政職二給料表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	236,800	255,200	274,600

(海老名市一般職の職員の分限に関する条例の一部改正)

第4条 海老名市一般職の職員の分限に関する条例（昭和31年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（法」という。）」の次に「第27条第2項、」を、「の分限」の次に「（降任、免職、休職及び降給（法第28条の2第1項の規定による降給を除く。以下同じ。）をいう。）」を加える。

附則に次の2項を加える。

3 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）附則第21項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の規定の適用については、当分の間、同条中「の規定による降給」とあるのは「及び海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）附則第21項の規定による降給」とする。

4 第4条第5項の規定は、海老名市一般職の職員の給与に関する条例附則第21項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第12号）

の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「条例第14号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第9条第2号中「海老名市一般職の職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第13条第1項第1号及び第21条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「条例第14号」の次に「。次号において「定年条例」という。」を加え、同項中第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間（これらの規定に

より延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(海老名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 海老名市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成26年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第4号を第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

(4) 海老名市一般職の職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第14号。

次号において「定年条例」という。)第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(海老名市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 海老名市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第8号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次条及び附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 職員の任用、分限、その他の人事行政に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(勤務延長に関する経過措置)

第3条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の海老名市一般職の職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第7条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるものの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到

達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の

結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、本市が構成団体となっている地方公共団体の組合（以下この条及び附則第7条において「組合」という。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次

条第1項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第11条において同じ。)に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内

で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第10条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第4条から第7条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設

置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第11条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち、基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）

）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢）

第１２条 令和３年改正法附則第２条第３項に規定する条例で定める年齢は、年齢６０年とする。

（海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１３条 第３条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の給与に関する条例（以下この条において「新給与条例」という。）附則第２１項から第２８項までの規定は、令和３年改正法附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している職員には適用しない。

２ 暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第４条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第２項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

３ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第１項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、海老名市一般職の職員の育児休業等に関する条例（昭和３０年条例第１５号）第１７条の規定により読み替えられた海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第１２号）第２条第１項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

４ 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第４条第１

項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第9条第3項及び第12条第3項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。

7 新給与条例第17条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び海老名市一般職の職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年条例第 号）附則第4条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8 海老名市一般職の職員の給与に関する条例第5条第2項、第3項及び第6項から第10項まで、第8条の3並びに第17条の2並びに新給与条例第5条第4項及び第5項、第7条並びに第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用職員で新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第6条の規定による改正後の海老名市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。